~ 国際研修 ~

第33回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官·JICA長期専門家

西 岡 剛

1 はじめに

国際協力部では、2009年12月21日から同年12月25日までの間、ベトナム社会主義共和国から研修員10名を日本に招へいし、第33回ベトナム法整備支援研修を実施した(研修日程は文末の資料のとおり)。

研修員は、以下の10名である。

司法省民事判決執行総局副総局長

Mr. グェン・タィン・トゥイ

司法省民事判決執行総局人事課副課長兼上級法律専門家

Ms. チャン・ミン・フォン

司法省民事判決執行総局法律専門家 Mr. レー・トゥアン・ソン

財務省法務局総務課副課長 Ms. グェン・ティ・ヴィエト・アィン

内務省組織人事局副局長 Ms. ダオ・ティ・ホン・ミン

国会事務局司法部副部長 Mr. グェン・コン・ロン

司法省ビンズオン省民事判決執行局局長 Mr. レー・コン・フック

司法省ゲアン省民事判決執行局局長 Mr. チャン・ヴァン・トゥ

司法省バリア・ブンタウ省民事判決執行局局長

Mr. チャン・ヴァン・ムォイ

司法省トウアティエンフェ省民事判決執行局局長

Mr. レー・バー・ソン

本稿では,この研修の概要を紹介する。

なお、この場をお借りして関係各位に深く謝意を表したい。

2 研修実施の背景・理由

ベトナム社会主義共和国は、1986年にドイモイ政策を採択して以来、市場主義経済に適合する法律の制定に取り組み、まずは民法の改正や民事訴訟法の制定が行われた。もっとも、市民の持つ権利が確実に実現されるためには、民法や民事訴訟法に従った判決がされるだけでは十分とはいえず、その判決が適正に執行されることも必要不可欠である。ところが、ベトナムでは、判決執行不能件数は増加の一途をたどっており、これを減らすこと

が重要な課題となっていた。

そこで、ベトナムでは、2002年に判決執行法の起草作業に着手し、2005年に採択されたベトナム共産党の法・司法制度整備に関する二つの決議(「法制度整備戦略〔第48号決議〕」、「司法改革戦略〔第49号決議〕」)の中にも、判決執行法を制定し、執行業務を適正に遂行することが目標として掲げられた。

上記判決執行法の起草作業は、ベトナム司法省が関係省庁との協議を重ねながら進め、 その結果、2008年11月に民事判決執行法が成立した。そこで、今後は、上記の判決執行不 能件数の減少を実現すべく、同法をいかに適切に運用するかが問題となっている。

当所は、1990年代から、国際協力機構(JICA)が行う政府開発援助(ODA)の枠組みで、同国に対する法制度整備支援に協力しているところ、2007年4月から始まった「ベトナム法・司法制度改革支援」プロジェクトの中には、民事判決執行法の起草支援及び執行能力向上支援も組み込まれている。そこで、ベトナム側から、新しく成立した民事判決執行法を適切に運用するために、日本の民事執行の実情について、実務・理論面双方から学びたいと要望してきたため、本研修を行うこととなった。

3 本研修の概要

(1) ベトナム側の関心事項

本研修を実施するに先立ち、ベトナム側から本研修において特に学びたい関心事項を 聴取し、それらを基に、大学教授による講義、実務家による講義、執行センターの見学 などを有機的に組み合わせ、本研修を実施した。なお、ベトナム側からの主な関心事項 は、以下の5点であった。

- ① 日本の民事判決の執行機関(執行裁判所,執行官など)について
- ② 各財産(不動産, 動産, 知的財産など)の強制執行の方法について
- ③ 強制執行を確保するための財産保全について
- ④ 強制執行の段階で生じる各種紛争の解決の方法について
- ⑤ 渉外的要素のある判決の執行方法について

(2) 講義関係 (実施順)

ア 日本の民事執行法の概要 (講師:国際協力部教官 宮﨑朋紀)

日本とベトナムの民事執行制度を比較しながら, 日本の民事執行機関について説明

したほか,日本の執行の手続について,金銭執行, 不動産執行,動産執行,債権執行,非金銭債権の 執行に分けて説明した。

また、日本の民事執行における不服申立ての制度の概要や、執行の際に警察に援助を求める場合があることや、刑法犯として執行妨害が処罰される場合があることなどについても説明した。べト



ナム側から、日本では、執行の申立てに対して時間的な制限はないのかなどといった質問がなされた。

イ 大阪地方裁判所民事執行センター見学

大阪地方裁判所民事執行センターを見学し,裁判官及び執行官との座談会を実施した。その中で,執行裁判所と執行官の役割及びその関係,執



行官の地位などが説明された。ベトナム側から、同センターが抱えている事件数や執 行官の数、執行官の任命方法、育成方法などについて質問がなされ、これら質問に丁 寧に答えていただいた。

ウ 日本の民事執行の実務(講師:赤井・岡田法律 事務所 岡田一毅弁護士)

一般的な民事事件を取り扱う弁護士の立場から、民事執行実務にまつわる種々の問題点や日本の民事執行の実情について、自身の経験に基づき講義をしていただいた。その中で、ベトナム側か



らは、執行を確保するため、効果的な財産探知の方策はあるのか、知的財産はどのようにして執行するのか、債務者の居住地以外の都道府県に不動産があるような場合、 どのようにして強制執行を申し立てるのかなどといった質問がなされ、これら質問に 丁寧に答えていただいた。

エ 日越の民事判決執行法の比較検討(講師:名古 屋大学大学院法学研究科 酒井一教授)

酒井教授には、日本とベトナムの民事執行制度 を比較しながら、ベトナム側の関心事項につい て、網羅的に講義していただき、その中で適宜ベ トナム側の質問に答えていただいた。

まず,執行機関について、日本とベトナムの執



行機関を比較しながら説明していただいた。大きな相違点として、ベトナムでは司法省傘下の執行機関が、裁判所の判決に基づき、強制執行を執り行っており、判決機関と執行機関が分離されている。これに対し、日本では、判決機関と執行機関が分離されておらず、いずれも裁判所という点である。そして、日本では、執行官は裁判所に所属しているが、職務を行う上での独立性は保障されている。これに対し、執行機関に所属しているベトナムの執行官は、日本の執行官と比較した場合、その独立性はどの程度確保されているのかなどといった議論がなされた。*1

^{*1} 執行官の独立性が議論されたのは、過去に、ベトナムでは、執行官の独立性が十分に確保されていないことに起因して、法の根拠もなく、執行が停滞したり、放置されたりした事例が幾つかあったからである (ICDニュース4号「ベトナムにおける法的紛争の解決~民事執行手続とその実情を中心として」参照)。

また、酒井教授が各財産の差押え方法について説明された際、ベトナム側から、不動産の強制執行を行う上で、登記による差押えが効果的であり、ベトナムでも、できるだけ早期に不動産登記法を成立させ、不動産登記制度を整備する必要性を痛感した旨の発言がなされた。*2

さらに、執行における救済方法について、日本では、民事執行法上、執行異議、執行抗告、請求異議の訴え、第三者異議訴訟などが法定されており、その他、国家賠償制度による救済方法もあることなどが説明された。その中で、ベトナムでは、不服申立てに関する諸規定の幾つかが不明確であることや、司法機関による救済手段も設けられていないことから、今後、国際スタンダードに合致した、よりクリアで公平な救済手段の方策を検討する必要があることなどが議論され、ベトナム側は、現在行われている司法改革の中で、今後、こうした問題点を改善していく必要がある旨発言していた。

そのほか、ベトナムでは、訴え提起前の民事保全の制度が採用されていないことから、研修員らは、酒井教授が日本の民事保全の制度について説明されていた際、大変 興味深く耳を傾けており、このような制度を大いに参考にしたいと述べていた。

4 所感

上記のとおり、本研修では、ベトナム社会主義共和国司法省判決執行総局のトゥイ副局長ら10名が研修員として来日し、日本の民事判決執行について、大学教授や実務家から理論面・実務面からの講義を受けるとともに、質疑応答を通じて、日越の民事執行を比較しながらの意見交換を行った。これに加え、大阪地方裁判所民事執行センターの見学や、執行の最前線で活躍されている裁判官、執行官との座談会を通じて、研修員に日本の民事執行実務をより深く理解してもらえることができたと感じている。

研修員らも、比較的短期間の研修ではあったものの、理論面・実務面双方から、日本の民 事執行の実務に関する知見を深めることができ、日越の民事執行制度を比較検討する大変有 意義な機会を得ることができたなどと感想を述べていた。

ベトナム本邦研修は、法務総合研究所国際協力部が行っている各種研修の中で、最も古くから続いている研修である。このような研修においては、ベトナム人研修員だけが日本の司法制度を学んで帰国するのではなく、これを実施する日本人も、ベトナム側からベトナム司法制度に関する情報提供を受けることができ、司法制度に対する相互理解を深めることができるものと思料する。それと同時に、このような研修が、日越の友好関係を築く一端を担っていることは間違いなく、今後も、ベトナムに対する支援活動を継続していきたい。

^{*2} 当部では、平成21年8月にベトナム社会主義共和国司法省担保取引登録局から研修員7名を日本に招へいし、不動産登記法の起草支援のための本邦研修(第31回ベトナム法整備支援研修)を実施した。これに関する研修報告は、ICDニュース41号(134ページ)に掲載されている。

第33回 ベトナム法整備支援研修日程表

月	曜	10:00		14:00		備考	
目	日	12:30				1佣.考	
12		入国					
/	日						
20							
12		オリエンテーション(JICA) 12:00~ オリエンテーション		日本の民事執行法の)概要(講義)		
/	月		(ICD)	宮崎教官			
21		OSIC	OSIC会議室2			OSIC会議室2	
12		大阪地方裁判所民事執行センター見学及び座談会	見学後の事後説明	15:00~ 日本の民事執行実務			
/	火			宮崎教官	講師:岡田一毅弁護士		
22				ICD 2階国際会議室	1	ICD 2階国際会議室	
12		日越の民事判決執行制度の比較検討①					
/	水	は 講師: 酒井一教授、オブザーバー参加: 石那田隆之					
23		休日(天皇誕生日) ICD 2階国際会議室					
12		日越の民事判決執行制度の比較検討② 12:00~ 部長挨拶 日越民事判決執行制度の比較検討③					
/	木	講師:酒井一教授	12:15~13:15 部長主催意見交換会	講師:酒井一教授			
24		ICD 2階国際会議室	13:30~ 写真撮影		1	ICD 2階国際会議室	
12		10:00- 総括 (質疑応答等) 11:00- 評価会	12:00- 終了式				
/	金	コメンテーター: ICD教官					
25		OSIC会議室2 OSIC会議室2	OSICセミナールーム13				
12		帰国					
/	土						
26							